

橋本市告示第 92 号

橋本市地方就職学生支援金交付要綱の一部を改正する告示を、別紙のとおり定める。

令和 8 年 4 月 1 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市地方就職学生支援金交付要綱の一部を改正する告示

橋本市地方就職学生支援金交付要綱(令和6年橋本市告示第74号)の一部を次のように改める。なお、改正箇所は次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、<u>和歌山県総合計画</u>及び橋本創生総合戦略に基づき、東京圏の大学を卒業した学生の橋本市(以下「市」という。)内への移住を伴う県内就職を支援するため、和歌山県と共同して行う和歌山県地方就職学生支援事業において、東京圏内の大学を卒業して、市に移住した者又は移住する見込みの者が橋本市地方就職支援金(以下「支援金」という。)の支給要件を満たした場合に、当該者に対し予算の範囲内において支援金を交付することについて必要な事項を定めるものとし、支援金の交付については、和歌山県マッチング支援事業、起業支援事業、移住支援事業及び地方就職学生支援事業実施要領(令和元年6月5日施行。以下「県実施要領」という。)、法令等の定めるところによるほか、この告示に定めるところによる。</p> <p>(交付対象者)</p> <p>第3条 支援金の交付の対象となる学生(以下「交付対象者」という。)は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす学生とする。</p> <p>(1) 移住等に関する要件 次に掲げるアからウまでに該当すること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 市に移住し、<u>1年</u>以上継続して居住する意思を有していること。</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 就業に関する要件 次に掲げるア及びイに該当すること。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、<u>和歌山県まち・ひと・しごと創生総合戦略</u>及び橋本創生総合戦略に基づき、東京圏の大学を卒業した学生の橋本市(以下「市」という。)内への移住を伴う県内就職を支援するため、和歌山県と共同して行う和歌山県地方就職学生支援事業において、東京圏内の大学を卒業して、市に移住した者又は移住する見込みの者が橋本市地方就職支援金(以下「支援金」という。)の支給要件を満たした場合に、当該者に対し予算の範囲内において支援金を交付することについて必要な事項を定めるものとし、支援金の交付については、和歌山県マッチング支援事業、起業支援事業、移住支援事業及び地方就職学生支援事業実施要領(令和元年6月5日施行。以下「県実施要領」という。)、法令等の定めるところによるほか、この告示に定めるところによる。</p> <p>(交付対象者)</p> <p>第3条 支援金の交付の対象となる学生(以下「交付対象者」という。)は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす学生とする。</p> <p>(1) 移住等に関する要件 次に掲げるア<u>及びイ</u>に該当すること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 市に移住し、<u>5年</u>以上継続して居住する意思を有していること。</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 就業に関する要件 次に掲げるア及びイに該当すること。</p>

ア 就業先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当する企業に就職することが内定していること。

(ア) 勤務地が原則として和歌山県内に所在すること。

(イ)～(オ) 略

イ 就業条件等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 原則として、週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること、又は基づいて就業する見込みであること。

(イ) 和歌山県内を中心とした勤務を基本とし、東京圏への勤務を前提としない採用であること。ただし、在学中に就職活動等にかかる経費を申請する場合は、和歌山県内を中心とした勤務を基本とし、東京圏への勤務を前提としない者として採用予定であること。

(交付対象経費等)

第4条 支援の対象となる経費及び交付金額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 地方への就業等にかかる交通費 就職活動等に実際に要した往復交通費で交付対象者の住所地から就業先までの移動に要する合理的かつ経済的な交通費(係る鉄道賃、バス賃、航空賃及び高速道路利用料に限る。)の2分の1の額又は1万6千円のいずれか低い額。ただし、算出した経費に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 略

(交付の申請)

第6条 支援金の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、橋本市地方就職支援金交付申請書(様式第1号、様式第1号の2又は様式第1号の3。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 地方への就業等にかかる交通費の領収書

(4)・(5) 略

(6) 和歌山県内を中心とした勤務を基本とする採用であることが確認できる資料(募集要項、雇用契約書等)

(7) 移住元の住民票の写し等

ア 就業先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当する企業に就職することが内定していること。

(ア) 勤務地が和歌山県内に所在すること。

(イ)～(オ) 略

イ 就業条件等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること、又は基づいて就業する見込みであること。

(イ) 和歌山県外への転勤がない就業であること。

(交付対象経費等)

第4条 支援の対象となる経費及び交付金額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 地方への就業等にかかる交通費 16,000円

(2) 略

(交付の申請)

第6条 支援金の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、橋本市地方就職支援金交付申請書(様式第1号、様式第1号の2又は様式第1号の3。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3)・(4) 略

(5) 移住元の住民票の写し

(8)～(10) 略

(返還請求)

第12条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合に該当するときは、支援金の全額の返還を請求するものとする。ただし、就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして和歌山県及び市が認めた場合は、この限りではない。

(1) 虚偽の申請であること、居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

(2) 大学等を卒業若しくは修了する見込みである者である場合、申請日から1年以内に支援金の要件を満たす就業を行わなかった場合

(3) 大学等を卒業若しくは修了する見込みである者である場合、申請日から1年以内に市に転入しなかった場合。ただし、申請時に市内に住民票がある場合を除く。

(4) 内定企業の就業日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合。ただし、職を辞した後3月以内に第3条第1項第2号の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く。

(5) 転入日から1年未満に市外に転出した場合

2 略

(6)～(8) 略

(返還請求)

第12条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該各号に定めるところにより支援金の返還を請求するものとする。ただし、就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして和歌山県及び市が認めた場合は、この限りではない。

(1) 次に掲げる場合 全額の返還

ア 虚偽の申請であること、居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

イ 大学等を卒業若しくは修了する見込みである者である場合、申請日から1年以内に支援金の要件を満たす就業を行わなかった場合。

ウ 大学等を卒業若しくは修了する見込みである者である場合、申請日から1年以内に市に転入しなかった場合。ただし、申請時に市内に住民票がある場合を除く。

エ 内定企業の就業日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合。ただし、職を辞した後3月以内に第3条第1項第2号の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く。

オ 転入日から3年未満に市外に転出した場合

(2) 転入日から3年以上5年以内に市外に転出した場合 半額の返還

2 略

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

橋本市地方就職支援金交付申請書

(あて先)橋本市長

橋本市地方就職学生支援金交付要綱第6条に基づき、地方就職支援金の交付を申請します。

1. 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話 番号	
メールアドレス			
在学大学・学部			

2. 就職活動訪問先

訪問先	企業名			
	所在地			
	会場住所			
面接・試験日	年 月 日	内定日	年 月 日	

3. 移動経路(往復)

移動日	公共交通機関等名	出発地(駅・空港・IC名)	到着地(駅・空港・IC名)	費用(円)
計				(A) 円

※居住地から就職先までの経済的かつ合理的な交通費(往路に係る鉄道賃、バス賃、航空賃及び高速道路利用料に限る。)を記載
 ※領収書がない区間についてもすべて記載し、所要額に(領収書なし)と記載

4. 支援金額

補助対象経費	100円未満切り捨て (上限16000円) →	補助額
(A) 円		(B) 円

5. 各種確認事項

別紙1「地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「和歌山県地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
就職及び就業継続の意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
移住日から1年以上継続して、橋本市に居住する意思について (卒業後の申請の場合は申請日から1年以上)		A. 意思がある		B. 意思がない

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

管理コード (〇〇県及び〇〇市使用欄)	
---------------------	--

橋本市地方就職支援金交付申請書

(あて先)橋本市長

橋本市地方就職学生支援金交付要綱第6条に基づき、地方就職支援金(移転費)の交付を申請します。

1. 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話 番号	
メールアドレス			
大学・学部			

2. 就職活動訪問先

勤務先	企業名		
	所在地		
就業開始日	年 月 日		

3. 移転内容

日付		費用	
移住元 (東京圏)		移住先	

※費用等の詳細については、別途領収書で確認するため、併せてご提出ください。

4. 各種確認事項

別紙1「地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「和歌山県地方就職学生支援事業に係る個人情報取扱」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
就職及び就業継続の意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
移住日から1年以上継続して、橋本市に居住する意思について(卒業後の申請の場合は申請日から1年以上)		A. 意思がある		B. 意思がない

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

管理コード(和歌山県及び橋本市使用欄)	
---------------------	--

橋本市地方就職支援金交付申請書

(あて先)橋本市長

橋本市地方就職学生支援金交付要綱第6条に基づき、地方就職支援金(交通費及び移転費)の交付を申請します。

1. 申請者欄

フリガナ			生年月日	
氏名			年 月 日	
住所	〒	電話 番号		
メールアドレス				
大学・学部				

2. 就職活動訪問先

訪問先	企業名			
	所在地			
	会場住所			
面接・試験日	年 月 日	就業開始日	年 月 日	

3. 移動経路(往復)

移動日	公共交通機関等名	出発地(駅・空港・IC名)	到着地(駅・空港・IC名)	費用(円)
計				(A) 円

※居住地から就職先までの経済的かつ合理的な交通費(往路に係る鉄道賃、バス賃、航空賃及び高速道路利用料に限る。)を記載
 ※領収書がない区間についてもすべて記載し、所要額に(領収書なし)と記載

4. 移転内容

日付		費用	(B)
移住元 (東京圏)		移住先	

※費用等の詳細については、別途領収書で確認するため、併せてご提出ください。

5 支援金額

交通費	補助対象経費	1/2の金額(100円未満切り捨て)と16,000円のいずれか低い額 →	補助額	
	(A) 円		(A') 円	
移転費	補助対象経費	(B)の金額(100円未満切り捨て)と108,000円のいずれか低い額 →	補助額	支援額 (A')+(B')
	(B) 円		(B') 円	円

6. 各種確認事項

別紙1「地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「和歌山県地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
就職及び就業継続の意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
移住日から1年以上継続して、橋本市に居住する意思について (卒業後の申請の場合は申請日から1年以上)		A. 意思がある		B. 意思がない

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

管理コード(和歌山県及び橋本市使用欄)	
---------------------	--

(あて先)橋本市長

所在地:

事業者名:

印

代表者名:

電話番号:

担当者:

和歌山県地方就職学生支援事業に係る就業証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤 務 者 名	
勤 務 者 住 所	
勤 務 先 所 在 地	
勤 務 先 電 話 番 号	
内 定 年 月 日	年 月 日
就 業 年 月 日	年 月 日
雇 用 形 態	原則として週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの 経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない
対 象 経 費 の 支 援	<input type="checkbox"/> 就職活動等の参加に係る交通費の支給をしていない <input type="checkbox"/> 当該地域への移動に係る移転費の支給をしていない

和歌山県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、和歌山県及び橋本市の求めに応じて、和歌山県及び橋本市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3号(第6条関係)

橋本市地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約書

- 1 和歌山県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、和歌山県及び橋本市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 次の場合には、橋本市地方就職学生支援金交付要綱12条に基づき、地方就職支援金の全額を返還します。

【全額返還】

- ① 虚偽の申請であること、居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合
 - ② 申請日から1年以内に支援金の要件を満たす就業を行わなかった場合
 - ③ 申請日から1年以内に橋本市に転入しなかった場合
 - ④ 就業日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合
 - ⑤ 転入日から1年未満に橋本市以外の市区町村に転出した場合
- 3 橋本市に対して納期限が到来している債務(市税除く。)はありません。なお、このことに関する納入状況の調査を承諾します。

上記のことについて、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

- 4 和歌山県及び橋本市が和歌山県地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用すること、並びに和歌山県及び橋本市が当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する必要があることに同意します。

年 月 日

(あて先)橋本市長

申請者住所

署名

様

橋本市長

橋本市地方就職学生支援金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった橋本市地方就職学生支援金について、下記のとおり決定しましたので、橋本市地方就職学生支援金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

交付の決定	
交付決定金額	
不交付の理由 (不交付の場合)	

(備考)

橋本市は、橋本市地方就職学生支援事業における移住支援金交付要綱の規定に基づき、次の場合には、移住支援金の全額の返還を請求します。

- ・ 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合
- ・ 申請日から 1 年以内に地方就職支援金の要件を満たす就業を行わなかった場合
- ・ 申請日から 1 年以内に橋本市に転入しなかった場合
- ・ 就業日から 1 年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合
- ・ 転入日から 1 年未満に橋本市以外の市区町村に転出した場合

発行担当者 ○○課 ○○係 ○○

様式第7号を次のように改める。

様

橋本市長

橋本市地方就職学生支援金交付決定通知書[再交付]

年 月 日付けで申請のあった橋本市地方就職学生支援金について、下記のとおり決定しましたので、橋本市地方就職学生支援金交付要綱第 10 条の規定により通知します。

記

交付の決定	
交付決定金額	
不交付の理由 (不交付の場合)	

(備考)

橋本市は、橋本市地方就職学生支援事業における移住支援金交付要綱の規定に基づき、次の場合には、移住支援金の全額の返還を請求します。

- ・ 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合
- ・ 申請日から 1 年以内に地方就職支援金の要件を満たす就業を行わなかった場合
- ・ 申請日から 1 年以内に橋本市に転入しなかった場合
- ・ 就業日から 1 年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合
- ・ 転入日から 1 年未満に橋本市以外の市区町村に転出した場合

発行担当者 ○○課 ○○係 ○○

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。